

(郡山市ふれあい科学館条例の一部改正)

第50条 郡山市ふれあい科学館条例(平成13年郡山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第6条 科学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、展望ロビーは、市長が特に支障がないと認めるときは、科学館の休館日に入館することができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日で休日でない直近の日)</p> <p>(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日</p> <p>2 (略)</p> <p>(観覧料及び使用料)</p> <p>第7条 科学館の常設展示(資料、装置等の常設展示をいう。以下同じ。)又は宇宙劇場の天体運行等の映像を観覧しようとする者は、別表第1に定める常設展示観覧料又は別表第2に定める宇宙劇場観覧料を納入しなければならない。ただし、次項に定める企画展示を観覧する場合は、常設展示観覧料を無料とする。</p> <p>2 科学館の企画展示(常設展示以外の展示をいう。以下同じ)を観覧しようとする者は、別表第3に定める企画展示観覧料を納入しなければならない。</p> <p>3 科学館の附属設備を使用しようとする者は、別表第4に定める附属設備使用料を納入しなければならない。</p> <p>(観覧料及び使用料の免除)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 市(市の機関を含む。)が主催する事業の活動として観覧又は使用する<u>とき。</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第6条 科学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、展望ロビーは、市長が特に支障がないと認めるときは、科学館の休館日に入館することができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。))</p> <p>(2) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日</p> <p>2 (略)</p> <p>(観覧料等)</p> <p>第7条 科学館の常設展示室又は宇宙劇場に入場し、展示物又は天体運行等の映像を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納入しなければならない。</p> <p>2 科学館の附属設備等を使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>(観覧料の免除)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 市(市の機関を含む。)が主催する事業の活動として観覧する<u>とき。</u></p>

(2) 指定管理者が行う科学館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものとして観覧又は使用するとき。

(3) その他市長が特に観覧料等を免除する必要があると認めるとき。

(観覧料等の不返還)

第9条 既納の観覧料等は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1)・(2) (略)

別表第1 (第7条関係)

常設展示観覧料

区分	観覧料 (1人1回につき)	
	個人	団体
小学生及び中学生	240円	190円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	360円	290円
一般	600円	480円

備考

- (略)
- 「小学生」とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童をいう。
- 「中学生」とは、中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の生徒をいう。
- 小学生未満の者及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第2 (第7条関係)

宇宙劇場観覧料

区分	観覧料 (1人1回につき)	
	個人	団体

(2) その他市長が特に観覧料を免除する必要があると認めるとき。

(観覧料等の不返還)

第9条 既納の観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1)・(2) (略)

別表第1 (第7条関係)

普通観覧料

(1) 常設展示観覧料

区分	観覧料 (1人1回につき)	
	個人	団体
小学生及び中学生	200円	160円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	300円	240円
一般	400円	320円

備考

- (略)
- 「小学生」とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童をいう。以下同じ。
- 「中学生」とは、中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の生徒をいう。以下同じ。
- 65歳以上の者は、無料とする。

(2) 宇宙劇場観覧料

区分	観覧料 (1人1回につき)	
	個人	団体

幼児	180円	140円
小学生及び中学生	240円	190円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	360円	290円
一般（65歳以上の者）	200円	160円
一般（上記以外の者）	600円	480円

備考

1・2 (略)

3 「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。

4 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

別表第3（第7条関係）

企画展示観覧料

区分	観覧料（1人1回につき）	
	個人	団体
小学生及び中学生	そのつど市長が定める額	
高校生、大学生及びこれらに準ずる者		
一般（65歳以上の者）		
一般（上記以外の者）		

備考

1 「小学生」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の

幼児	100円	80円
小学生及び中学生	200円	160円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	300円	240円
一般（65歳以上の者）	100円	80円
一般（上記以外の者）	400円	320円

備考

1・2 (略)

定期観覧料（常設展示・宇宙劇場共用）

区分	観覧料（同一人が1年間観覧する場合）
小学生及び中学生	2,000円
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	3,000円
一般	4,000円

児童をいう。

2 「中学生」とは、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。

別表第4（第7条関係）

附属設備使用料

設備等の区分	使用料（1回につき）
(略)	

別表第2（第7条関係）

附属設備等使用料

設備等の区分	使用料（1回につき）
(略)	
ロッカー	100円

備考 ロッカーについては、1回の使用が翌日以後にわたるときは、その使用した日数に1回の使用料を乗じて得た額を徴収する。